

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

鉄道部監理課 山本・重末

(電話) 06-6949-6439

令和5年6月23日

能勢電鉄株式会社の鉄道事業（鋼索鉄道）を廃止する届出及び 本届出に係る公衆の利便の確保に関する意見の聴取について

本日（令和5年6月23日）、能勢電鉄株式会社から鉄道事業（鋼索線：黒川～ケーブル山上 0.6km）を廃止する届出があり、その概要と意見の聴取を実施する旨を別紙の通り公示しましたのでお知らせいたします。

なお、この意見聴取は、廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関して、関係自治体及び申請のあった利害関係人の意見を聴取するものであり、鉄道廃止の是非にかかる意見を聴取するものではありません。

[利害関係人とは]

- 鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者
 - 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し、特に重大な利害関係を有すると認める者
- とされております。

なお、特に重大な利害関係を有すると認める者とは、廃止予定線路沿線地域の経済団体、相当数の利用者が参画する利用者団体等が該当します。

[廃止の概要]

- 届出事業者
能勢電鉄株式会社
- 届出日
令和5年6月23日（金）
- 届出事項
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第28条の2第1項の規定による第一種鉄道事業の廃止
- 廃止届出のあった路線
鋼索線（黒川～ケーブル山上 0.6km）
- 廃止を予定する日
令和6年6月24日

配付先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

公 示

近運鉄監公示第2号

令和5年6月23日をもって鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第28条の2第1項の規定に基づく届出を受理したので、同法第28条の2第2項及び鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号、以下「規則」という。）第42条の2の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、本公示に関し当局が行う意見の聴取を受けようとする利害関係人は、規則第42条の4の規定に基づく意見聴取申請書を提出願います。

意見の聴取を行う廃止届出の件名	第一種鉄道事業（鋼索鉄道）の廃止
廃止届出の事案番号	令和5年度第2号
廃止届出を行った鉄道事業者名	能勢電鉄株式会社
廃止の届出があった路線名又は区間	鋼索線（黒川～ケーブル山上）
廃止の予定日	令和6年6月24日
廃止を必要とする理由	<p>施設自体の老朽化が進んでおり、今後も安全に営業を続けるためには大規模な更新投資が必要となるため、営業日の見直しをはじめとした経費の削減を図るとともに、イベント等の実施による利用促進や平成29年3月及び令和2年3月に運賃改定を実施するなど、収支の改善に努めてきたが、利用者は減少し続け、将来に亘り収支改善の見込みがたたない。また、生活の足としてご利用いただいている方はおられず、開業当初の目的であった能勢妙見山参拝者の足としての機能も、車への移行が進み、近年ではほとんど鋼索線・索道線を利用されておらず、その機能を失っている。</p> <p>よって、今後とも事業を継続することは困難と判断し、廃止することとした。</p>
意見の聴取の申請に係る事項	
(1) 意見聴取申請書の記載事項	<p>①申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>②届出の件名及びその番号</p> <p>③意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名</p> <p>④意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項</p>
(2) 申請の期間	本公示の日から10日以内(令和5年7月3日まで)
(3) 申請の方法	申請書の郵送（消印が本公示の日から10日以内であること）又は当局への持参
(4) 意見聴取申請書の提出先	〒540-8558 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 近畿運輸局鉄道部監理課
意見の聴取の実施予定日及び場所	実施予定日の10日前までに別途通知

(※) 利害関係人とは、規則第42条の3に規定する者をいいます。

- 鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者
 - 利用者その他の者のうち近畿運輸局長が当該廃止に関し、特に重大な利害関係を有すると認める者
- なお、重大な利害関係を有すると認める者とは、廃止予定路線沿線地域の経済団体、相当数の利用者が参画する利用者団体等が該当します。

以上

令和5年6月23日

近 畿 運 輸 局 長 金 井 昭 彦 (公印省略)